

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（条約の規定による特定用途免税）</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 同条第2号に規定する「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第25条の4において「原子力事故等の援助条約」という。）第8条3(a) <u>（特権、免除及び便益）</u>の規定に該当する貨物」とは、権限のある当局から要請を受けた援助提供者が援助のために要請国に持ち込んだ機材及び財産をいう。援助提供者が所有権を有していないもの（例えば、借上げ）であっても、援助用に使用されるものであればよい。</p> <p>ハ 同条第3号に規定する「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定第18条3 <u>（関税及び出入国）</u>の規定に該当する貨物」とは、当該協定の実施（宇宙基地要素の詳細設計、開発、運用及び利用等）のために必要な物品をいう。</p> <p>ニ <u>同条第5号に規定する「平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定第5条A（税及び手数料）の規定に該当する貨物」とは、当該協定の実施（宇宙空間の探査及び利用における共同活動等）のために必要な物品をいう。</u></p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号、<u>第3号及び第5号</u>に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」（T-1270）とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理について</p>	<p style="text-align: center;">第12節 特定用途免税</p> <p>（条約の規定による特定用途免税）</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) 令第25条の2に規定する用語の意義については、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 同条第2号に規定する「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（第25条の4において「原子力事故等の援助条約」という。）第8条3(a)の規定に該当する貨物」とは、権限のある当局から要請を受けた援助提供者が援助のために要請国に持ち込んだ機材及び財産をいう。援助提供者が所有権を有していないもの（例えば、借上げ）であっても、援助用に使用されるものであればよい。</p> <p>ハ 同条第3号に規定する「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定第18条3の規定に該当する貨物」とは、当該協定の実施（宇宙基地要素の詳細設計、開発、運用及び利用等）のために必要な物品をいう。</p> <p>ニ <u>（新規）</u></p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号及び<u>第3号</u>に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」（T-1270）とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理については、前記</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、前記15－1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であつて、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) （省略）</p>	<p>15－1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であつて、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) （同左）</p>